



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、令和4年6月7日付けで次の者を表彰しました。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部 守一

産業功勞者

赤羽 眞太郎	宇治 正皓	大久保 典昭
小林 健一	佐藤 郁男	重田 元一
西村 源一郎	濱島 弘尚	古屋 源吾
前澤 芳美	水本 正俊	村田 宏和
山浦 友二	依田 幸光	雨宮 勇
胡桃澤 健	菅原 聡	町田 光幸

産業功勞団体

テクノネット駒ヶ根

地方自治功勞者

市村 良三	唐木 一直	小池 正充
高野 忠房	宮澤 宗弘	柳島 貞康
池田 勝衛	木下 容子	小池 三四郎
福原 和人	堀内 克美	山本 悟

教育功勞者

内川 小百合	松下 擴
--------	------

体育功勞者

加藤 邦人	根橋 寛
-------	------

消防功勞者

上條 裕幸	久保井 淳	武居 和彦
永野 悟	中村 公彦	宮坂 明直
宮坂 芳則	山田 弘	吉江 速人
米窪 潤司	齋藤 重一郎	

統計功勞者

赤羽 壽美子	伊藤 正彦	伊藤 芳子
小松 富士子	塩田 なを子	高山 さかえ
筒井 菊世	永江 睦子	廣田 みどり
本田 富子	丸山 久美子	丸山 春行
宮澤 陽子	宮島 洋子	依田 実

社会福祉功勞者

土屋 珠江	永田 繁江	堀籠 幸子
横山 百合子	井出 萬成	岩原 勝
岩原 亮子		

保健衛生功勞者

伊藤 一人	古田 仁志	牧山 尚也
松下 秀正	松田 邦正	宮下 憲治
横沢 伸		

建設事業功労者

唐澤正幸 北沢資謹 檀原隆宣
成田秀文

環境保全功労者

酒井悟 藤原保

景観形成功労団体

歴史の路景観形成長沢町住民協定運営委員会

社会奉仕功労者

宮下満榮

青少年健全育成功労者

遠藤祥江 岡秀子

納税推進功労者

上條光信 山口高史

防犯功労者

北澤勝始

山岳遭難救助功労者

島山憲一郎

警察功労者

飯塚康彦

人事課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎をいう。）で使用する電気
契約電力 1,650kW 予定使用電力量 4,920,000kWh

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026(235)7045

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年7月28日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和4年7月26日(火) 正午

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570) 長野県総務部財産活用課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年7月11日(月)正午までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和4年7月28日(木)正午までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

入札説明書11の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity of about 4,920,000kWh to be consumed in the prefectural government facilities: (Main Building, Prefectural Assembly Building, Prefectural Assembly Annex and West Annex)

Contract demand: 1,650kW

(2) Contract duration:

From October 1, 2022 until September 30, 2023

(3) Place where the product is procured:

The prefectural government buildings mentioned above

Address: 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

(4) Contact point for the tender information:

description/conditions/and other inquiries:

Property Utilization Division, General Affairs Department, Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL +81-26-235-7045 (in Japanese only)

(5) Time and location for the tender:

Time: 1:30PM, Thursday, July 28, 2022

Location: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex 1F

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 12:00PM, Tuesday, July 26, 2022

Mailing Address: Property Utilization Division, General Affairs Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

380-8570 (Exclusive postal code) JAPAN

財産活用課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンタウン松本村井

松本市村井町南二丁目1064番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

イオンタウン株式会社

代表取締役 加藤 久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンビッグ株式会社

代表取締役 小林 健太郎

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号

株式会社ヤマダデンキ

代表取締役 上野 善紀

群馬県高崎市栄町1番1号

未定

未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年2月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,800平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 483台
 (2) 駐輪場の収容台数 239台
 (3) 荷さばき施設の面積 171.1平方メートル
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 39.1立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンビッグ株式会社	午前7時	午後11時
株式会社ヤマダデンキ	午前9時	午後9時
未定	未定	未定
未定	未定	未定

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき施設	時間帯
1	荷さばき施設 (1) (2)	午前6時から午後9時まで
2	荷さばき施設 (3)	午前0時から午前6時まで

8 届出年月日

令和4年5月31日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和4年6月16日から令和4年10月17日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ナナーズ東御店
東御市滋野字小原乙2516-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ナナーズ
代表取締役 菊池 芳徳
南佐久郡川上村大深山1186番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ナナーズ
代表取締役 菊池 芳徳
南佐久郡川上村大深山1186番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年3月
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,954平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 243台
 - (2) 駐輪場の収容台数 14台
 - (3) 荷さばき施設の面積 31.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 75.25立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナナーズ	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 2か所 出口 2か所 合計 4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
荷さばき所	午前6時から午後8時まで

- 8 届出年月日
令和4年6月1日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
令和4年6月16日から令和4年10月17日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は上田地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
長野都市計画公園 5・5・1号 城山公園
長野都市計画公園 6・5・1号 長野運動公園
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
長野都市計画用途地域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
長野都市計画特別用途地区 大規模集客施設制限地区
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年6月16日

長野県知事 阿部 守一

入	連合会交付金	1,235,638						126,696		92	
	組員貸付金 利息									10,531	
	財形貸付金 利息										
	利息及び配 当金				1,467	263				2	
	その他の収入	11,513						69			15
	他経理より繰 入							61,167	2,200		
	前年度支払準 備金	1,081,750									
	計	20,325,863	37,192,314	2,382,240	157,121	1,467	263	515,271	696,732	10,625	25,381
支	給 付	7,962,627									
	役職員給与							205,166	29,085	3,162	9,120
	旅費・事務費							25,898	5,605	207	4,307
	厚生費							326	446,721	8	8
	特定健康診査 等費								32,215		
	委託費							5,326	8,517	11	1,992
	修繕費							35	17	1	6
	負担金							37,104	5,668	514	1,525
	事務費負担金 払込金							144,064			
	減価償却費							7,669			
	支払利息					1,467	263			1,466	
	連合会払込金	211,970									
	連合会拠出金	794,168									
	連合会分担金							10,544	6,539		
	負担金払込金		22,714,168	1,191,126	157,121						
	掛金払込金			1,191,114							
	組員保険料 払込金		14,478,146								
	退職者給付拠 出金	111									
	前期高齢者納 付金	3,781,126									
	後期高齢者支 援金	3,654,608									
病床転換支援 金	11										
介護納付金	1,970,944										
他経理へ繰入	61,167									2,200	
その他の支出	11,509						49,719	62,132	514	4,495	
次年度支払準 備金	1,158,457										
計	19,606,698	37,192,314	2,382,240	157,121	1,467	263	485,851	596,499	5,883	23,653	
差引当期利益金 又は当期損失金 (△)	719,165	0	0	0	0	0	29,420	100,233	4,742	1,728	

市町村課